

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

対象期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日

①派遣労働者の数	41名（期末現在）
②派遣先の数	16社（期末現在）
③マージン率	31.9%
④労働者派遣に関する料金の平均額	22,536円（1日8時間当たり換算）
⑤派遣労働者の賃金の平均額	15,344円（1日8時間当たり換算）

⑥教育訓練に関する事項

訓練の内容	対象となる派遣労働者	訓練の方法	実施主体	訓練費負担	賃金支給
新規採用訓練	新規採用者（雇入時）	OJT	派遣元	無償	有給
職能別訓練（建築設計	入社1年目派遣労働者	OJT	派遣元	無償	有給
職能別訓練（建築設計以外）	入社1年目派遣労働者	OJT	派遣元	無償	有給

キャリアコンサルティング 相談窓口：人材事業部 TEL:03-5467-4016

⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率に含まれる費用

1) 法定福利費用

*社会保険料（健康保険・厚生年金保険・介護保険）

*労働保険料（雇用保険・労災保険）

の事業主負担分の費用

2) 派遣労働者の募集費用

*派遣労働者募集、採用のための求人媒体費用

3) 派遣労働者就業管理費用

*登録受付・就業先の紹介・就業内容等の条件交渉

*雇用管理（就業中のフォロー・契約更新確認等）

4) 事業運営費用

*社員人件費

*オフィス賃貸料・通信費・広告料等の事業運営費用

5) 営業利益

労働者賃金（教育訓練費用・有給休暇費用含む）その他
上記1)から4)を差し引いた利益

⑧労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：

全ての派遣労働者

当該労使協定の有効期間の終期：

令和9年3月31日

☐ 締結していない